

Title	クルト・ブライジヒの世界史の法則に就て
Sub Title	
Author	新館, 正國(Niidate, Masakuni)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.11, No.4 (1933. 2) ,p.59(565)- 88(594)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330200-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

クルト・ブライジヒの世界史の法則に就て

新館正國

はしがき

A

世界史の法則は如何なる根據に立つて成立するか。

この問ひに對して「經驗の上に」と答へることは、今日既に時代の常識に屬してゐる。洵に「經驗」こそは、獨り歴史のみに止らず社會、經濟、政治等あらゆる文化の全領域に亘つて、夫の古き世紀の自然法的形而上學的な文化認識の「理念」に對する現代文化認識の旗印になつてゐるとも云はれ得るであらう。近世自然科學の母胎が「自然の經驗」に在つたと同じく、現代文化科學の酵母は「文化の經驗」に在り、從つて新しき世界史の法則は「歴史の經驗」に基かなくてはならない。

クルト・ブライジヒの世界史の法則に就て（新館）

（表題）

五九

然らば「歴史の経験」とは何か。

この問ひは、しかし我等の常識に即答を許さない。固より斯く云へばひとは直ちに、寧ろ苦笑を浮べて、歴史家の實證的な記述的研究の結果に「歴史の経験」を指摘するかも知れない。これがまた一般の通念のやうである。けれども歴史の記述的研究なるものの本質を考へてみると——これらの研究の直接の對象は決して「歴史の経験」そのものではない。それは、種々の記錄、法令、居住形式、調度品、藝術作品、建築等一般に「客觀精神の作物」(Werke des objektiven Geistes)或は「客觀的作物」(objektive Werke)と謂はれてゐるものである。歴史家は彼の記述的研究に於て、先づこの「客觀的作物」の裡に「歴史の経験」の一定時代に於ける諸々の特質を観照し、翻つてこれらの特質を綜合して一定時代に於ける「歴史の経験」を構成するのである。而して斯くの如き観照並に構成に歴史家の主觀性（個人的のものにしろ、時代的のものにしろ）が介入して來ることは云ふまでもない——故に一言にして蔽へば歴史の記述的研究の結果が我等に指示する「歴史の経験」は、決して「歴史の経験」そのものではなくして、歴史家に由つて觀照され構成された「歴史の経験」であると云ひ得る。然らば「歴史の経験」そのものは何處に潛み、また如何なる特質を有するか。これらの問ひに對する一義的な答は、未だ我等に與へられてゐないのである。

B

却説今日世界史の法則的認識が、唯物史觀の流行に導かれて時代の一角に人々の興味を蒐めてゐるこ
とは蔽ひ難い事實である。けれども同時に、其處に我等の認め得る最初の事實が、唯一の存在たる世界
史に對して本質的に相異なる幾多の法則が存在すると云ふ奇異な外觀に在ることも亦蔽ひ難い。この
世界史の法則的認識に對する現代の混亂に就ては、固より種々の原因が擧げられ得るであらう。然しそ
れらの原因の裡で最も本質的な其れは、右に指摘された世界史の法則の「根據」に對する一義的な學問
的規定の缺如に在ると云はれ得る。蓋しすべて法則的認識は、その如何なる銳利な認識も、確實な「根
據」に裏付けられることなくしては我等に最後の承認を強ひることが出來ないからである。換言すれば
法則的認識そのものは血や肉であり、その「根據」は生命そのものにはかならないからである。従つて
現代の世界史の法則的認識に就て指摘され得る最も根本的な事實は、それが古き「理念」の支配を「經
驗」に基いて拒絶しながら未だ「經驗」の裡に確實な根據を見出してゐないと云ふことでなければなら
ない。

「歴史の經驗」そのもの正體を握ること——これが現代の世界史の法則研究に與へられた最も根本的な
課題である。

C

本篇に於て私はクルト・ブライジヒ (Kurt Breysig) の世界史の法則を、専ら右に述べた根本問題の追求と云ふ側面から考察したいと思ふ。換言すれば先づブライジヒの世界史の法則を専らその「根據」に就て検討し、其處に「歴史の経験」が果して如何なる規定に到達してゐるかを見定めること——これが本篇の主題である。

而して此處に私が特にブライジヒの検討を思ひ立つた所以は、現代の代表的な世界史の法則的認識の裡で、卑見に據れば彼の所説が我等の根本問題に對して最も本質的な示唆を含んでゐるからである。

ブライジヒの世界史の法則を専らその「根據」に就て検討する爲には、我等は先づ彼の所説を、「根據」に對して直接のものと間接のものとに區別して考察を進めねばならない。前者はブライジヒ自らが示す法則の「根據」であり、後者は彼の世界史の法則そのものの構造と性質とである。我等は前者に於て問題に行き遇ふであらう。何故なれば現代の法則的認識としてブライジヒの法則も亦他の法則と同様に混亂の巷に在り、これは正しく「根據」の不確實の標識にほかならないからである。然しそして問題は常に解答の性質を規定する。それは謂はゞ最初の解答である。ブライジヒの示す「根據」は未だ「歴史の経験」そのものではない。然しその「根據」が「歴史の経験」を追求するものである限り、其處には「歴

史の経験」に到る最初の道が模索されてゐる筈である。我等は其處にこの最初の道を問題として明確に把握しなければならない。

次いで我等はプライジヒの世界史の法則そのものの構造と性質とへ移る。固よりそれらの正不正が問題なのではない。専らそれらを「根據」に對して間接に語られた言葉として、我等は其處に「根據」に對する有效な示唆を求めるのである。従つてプライジヒの「根據」に對する眞の解答が其處に求められるとも云ひ得る。而して私は其處にプライジヒが極めて原初的にではあるがまた極めて根本的な一つの解答を與へて居ると信ずるのである。

以下順を追ふてプライジヒに自ら彼の世界史の法則を語らしめ乍ら、斯くの如き我等の検討を進めて行かう。

(註) 私の検討の對象に選んだプライジヒの所説は、すべて彼の著 “Der Stufen-Bau und die Gesetze der Weltgeschichte, Berlin, 1905.” に基いて居る。猶ほ次に引用された彼の言葉は、すべて同書に於ける原理的な敍述の部分 (S. 107—123) から採用されて居る。

II

世界史の法則に對してプライジヒが擧げてゐる「根據」は、次の五つのテーマに歸ることが出來

カルト・プライジヒの世界史の法則に就て (新館)

る——。

第一「單に歐羅巴の歴史と云ふそれ自身では如何に豊富且つ廣汎ではあつても極めて局限された範圍のみが研究の對象であつた間は、高々合法則性が問題となり得たのみである。然しながら今や、極めて忽卒皮相な概觀に於てははあるが、世界史の全體が取扱はれ得るのであるから、もはや「歴史法則」と云ふ偉大な名稱の前にも我等は何等躊躇する必要がない。蓋し學問的にその名稱を恥しめない法則の確立に對する第一の要請は、觀察材料が完全に整備されて始めて充たされるからである。」

第二「固より徹底的な研究と云ふ見地から見れば、斯くの如き觀察の完全性と云ふことは現在の如き皮相な探求に就ては到底云ひ得ることではない。然し世界史の経過に於ける若干の規定（勿論暫定的なもの、將來或る種の限定或は全然の改良を必要とするものとして示めされるに止まるが）を發見する爲には、對象の漠然たる輪廓だけでも猶ほ充分である。」

第三「今日斯くの如き（法則の）規則性は、到底未だ歴史的事象の總體を把えることは出來ない。それは寧ろ世界史と云ふ一つの身體の骨骼を示すに過ぎない。人間や民族の特殊性又は獨自性と云ふ生々しい肉や血は暫らく措いて間はないのである。否、寧ろこの規則性は、それらの全領域を包括して、而かもその内部に於てそれらに自由の餘地を與へるに充分な廣い空地を伴つてゐるのである。」

實にこれらの規則性は、何が特殊であり何が獨自のものであるかを正しく認識する爲にはその前に、何が普遍のものであるかと認識されねばならないと云ふ直觀から導き出されたものである。若しもこれらの規則性が、個に關する合法則的な、否概念的な認識からさへも遠く離れたものであると云ふことを自ら承知してゐなかつたならば、これらは夫の記述的な歴史研究に於て論争され且つその研究を痛く苦しめたところの一面向性——これは常に個のみを認めてそれをあらゆる場合に獨自のものと稱するのである——の古き誤謬に陥つたであらう。」

第四「これ（規則性）を否定することは、事象のあらゆる規則を否定せんと欲するのと同様に、愚であらう。これも亦、凡ゆる事象の原因性、制約性並に豫定性と云ふ大法則の蔭に立つてゐるのである。」

第五「法則の概念的形體に關しては、二つ又はそれより以上の事件、或は事件の群に就てそれらが必然的に繼起すると云はれ得る場合にのみ法則は正しいと云ふ考へを常に基とした。」

三

却説右に挙げられた五つの「根據」を彼此對照してみる時、先づ我等に氣付かれるのは次の問題である——

第一及び第二のテーマに現はれてゐる「歴史の経験」の意味は、その本質に於て到底常識以上の理解に達してゐない。即ち其處では「歴史の経験」が専ら歴史の實證的な記述的研究の結果に期待されてゐるに過ぎない。唯だ僅かに我等の注意を惹くものは、斯くの如き「歴史の経験」がその廣狹の相違に於て或は「單に」合法則性を生み或は「偉大なる」法則を生むと云ふ特殊な性質のみである。然るに第三のテーマに到ると、歴史の法則的探求とその記述的研究との關係が専ら全と個との關係に還元されて、前者が却つて後者を規定すると指摘されてゐる。換言すれば一面に於ては記述が法則の母胎であり、他面に於ては法則が記述の指揮者である。この關係は如何に解釋さるべきであらうか。

この問題に就ても、先づ我等は暫らくプライジヒ自らの解釋に基いてこれを考へてみやう——

歴史の記述的研究の對象は、個々の歴史的事象に在り、それは世界史に於ける「人間や民族の特殊性又は獨自性と云ふ生々しい肉や血」である。(第三のテーマ) 然るにこれらの個々の歴史的事象と雖も、それらが事象である限りは、必ず其處に「事象の原因性、制約性並に豫定性と云ふ大法則」を宿してゐる筈である。(第四のテーマ) 然るに我等がこの個々の歴史的事象に内在する法則性を明確に認識する爲には、「觀察材料が完全に整備され」なくてはならない。(第一のテーマ) 審らかに云へば我等が歴史の記述的研究の結果に對して、「二つ又はそれより以上の事件或は事件の群に就てそれらが必然的に繼起する」と云はれ得る場合にのみ法則は正しいと云ふ考を基として」(第五のテーマ) 抽象の歩を進める時、始め

て歴史の法則性は、先づ合法則性として、次いで歴史の法則として我等に明確に認識されるのである。

(第一のテーゼ) 従つて歴史の記述的研究を中心としてこれを見れば、歴史の法則性はその前と後とに在る。蓋し歴史の法則性は先づ存在の不明確な形態に於て個々の歴史的事象に宿り、次いでこの個々の歴史的事象の集成たる記述的研究の結果に對して我等が法則的抽象を加へると、それは存在の本質としての明確な意味を顯はし來たるからである。従つて歴史の法則は事實としては歴史の記述的研究の後に在り、本質としてはその前に在るのである。――

斯やうに解釋して來ると、ブライジヒの「根據」は一應極めて整合的であるかのやうに思へる。然しそれ更に一步立入つて考へてみやう――

右に述べられたブライジヒの解釋に就て我等の最も理解に苦しむものは、歴史の記述的研究と法則的探求との原理的な區別である。彼に従へば歴史の法則性は先づ事實として記述的研究に宿り、次いで法則的探求に於てその本質が捉へられる。然るにこの二種類の歴史研究に於ける原理的な相違は、單に法則的抽象の有無に歸せられるに過ぎない。而してこの法則的抽象なるものも、第五のテーゼに由つてみれば、個と個との必然的繼起の關係にほかならない。換言すれば法則的抽象は、個々の歴史的事象の法則的本質を、それらの必然的繼起關係に由つて發見するのである。

然るにブライジヒに従へば斯くの如き法則的抽象の根據は、「何が特殊であり何が獨自のものであるか

を正しく認識する爲にはその前に、何が普遍のものであるかを認識されねばならないと云ふ直觀」に在る。固よりこの直觀の性質に對しては何等の疑ひも容れ得ない。それは明白な事實である。しかしこの直觀は獨り法則的抽象のみに特有のものではないであらう。何故なれば斯やうに特殊(個)の認識が既に普遍(全)の認識を豫想するものとすれば、個々の歴史的事象の研究も亦この直觀に基いて何等かの全の認識なくしては成立し得ないからである。即ちこの直觀は全の認識の根柢であると共に又個の認識の土臺でなくてはならない。ブライジヒも親しく指摘してゐるやうに若しもこの根據を無視するならば、歴史研究はその記述的たると法則的たるとを問はず夫の「古き一面性と云ふ誤謬」に陥るであらう。然らばこの同一の直觀の結果が一は法則となり他は記述となるのは如何なる理由に基くのであるか。記述が豫想する全の認識と法則が到達する全の認識とは果して同一のものであるか否か。

この問題を解く爲には、必然的に存在に於ける全と個との性質が明瞭にされなくてはならない。卑見に據ればブライジヒは存在に於て全の存在(法則的探求の對象)と個の存在(記述的研究の對象)とを峻別して、兩者を獨立の存在であると解してゐるものやうである。既に擧げた彼の法則的抽象の性質は斯かる峻別の上にのみ可能である。しかし斯かる存在の峻別は思惟的抽象の結果であつて、決して存在そのものの本質に基いたものではない。存在には決して純粹な全の存在もなければ、又決して完全な個の存在もない。全と云ひ個と云ふも、それらは等しく存在の性質である。一層正確に云へば存在の形

式的規定性である。存在は常に全の側面と個の側面とを併せ有つてゐるのである。然らば存在の全的性質とは何か。又個的性質とは何か。前者は存在の對象性であり、後者は存在の現實性である。換言すれば存在の現實的性質はその個の側面に現はれ、存在の對象的性質即ちその意味並に法則は全の側面に現はれるのである。存在に於て全は決して個の總額ではなく却つて個を規定すると云ふ根本的な事實は、斯く解釋して始めて理解され得るであらう。一例を空間にとつてみる。存在としての空間は、常に有限（個）にして無限（全）である。抽象的に考へられた有限の空間は、これを如何程集めてみても、廣狹の差こそあれ、猶ほ依然として有限の空間である。然るに有限の空間は無限の空間を考へずしては、到底その存在を確定することが出來ない。即ち有限の空間が存在する爲には必然的に無限の空間が考へられなくてはならない。然るに無間の空間は何等の現實性をも持たない。若しもそれが現實性を持つことがあれば、それはもはや無限の空間ではなくして有限の空間となるであらう。然るに空間の法則は、常に現實的な有限の空間を規定し乍ら、それ自身は決して有限の空間の裡に在るものではない。それは無限の空間の性質である。されば有限の空間と云ひ無限の空間と云ふも、それらは決して獨自な存在としての空間ではなくして、却つてそれらは何れも存在としての空間の性質であり、前者はその現實性、後者はその對象性である。歴史的存在に於ても亦同様であらう。其處には常に現實性としての個の側面と對象性としての全の側面とが存在する。これらを分離するのは、思惟の抽象、否寧ろ空虚な抽象の結果

にはかならない。従つて歴史的存在の研究に於ては個の側面を主とするか、全の側面を主とするかの二途が在るのみであり、而かもその何れの途を選ぶも個の爲に全を、又全の爲に個を無視することは許されないのである。

右のやうに解釋すると、先に挙げた直觀の性質も、其れに基く二種類の歴史研究の本質も始めて明確な形式的規定に到達することが出来る。歴史の記述的研究は、歴史的事象の個の側面、即ちその現實性を、専らその全の側面、即ちその對象性を理解根據として、記述するのである。一般に歴史の記述的研究が「價值認識」であると云はれてゐる所以は、此處に在る。其れは決して個々の歴史的事象の單純な客觀的な描寫ではない。必ず意味若しくは法則の認識を根柢として、その記述に従つてゐるのである。

然るに歴史の法則的研究は、歴史的事象の全の側面、即ちその對象性を、専らその個の側面、即ちその現實性を契機として、法則の形式に捉へやうとする。この場合、その契機としての現實性が、本質的には、記述的研究の結果よりは寧ろ記述的研究の直接の對象たる所謂「客觀的作物」に在ることは明らかであらう。蓋し「客觀的作物」が我等に與へられた直接の歴史的存在であるに反して、その記述的研究は既にこの存在の現實性を意味若しくは法則の認識に基いて理解したものにほかならないからである。従つてブライジヒが法則的認識を記述的認識の結果に期待したのは、未だ研究の實相に對して本質的でない。兩種の認識は何れも「客觀的作物」を直接の對象とし、一はそこに主としてその現實性を、他は

主としてその對象性を把握せんとするのである。斯く解する時は、ブライジヒの法則的抽象並に合法則性と法則との區別も亦必然的に若干の訂正を必要とする。法則的抽象は、決して記述的研究の結果に加へらるべきではない。本質的には、個々の歴史的事象に於て觀照された法則的認識そのものの上へ加へられるのである。而してこの個々の歴史的事象に於て觀照された法則的認識こそ、眞實の意味に於て合法則性と云はるべきである。何となれば法則は、既にブライジヒも指摘してゐるやうに關係の概念であり、従つて個に於ては未だ法則ではなく法則の構成根據が發見されるに過ぎないからである。而して斯くの如き合法則性に法則的抽象を加へる時、即ちそれらの必然的關係を求める時、我等は始めて法則の認識に到達するのである。従つて歴史の法則的研究が我等に齎らす法則の認識は、歴史的事象の合法則性の類型並にその關係の認識であると云ふことが出來る。これに反して歴史の記述的研究の根柢を爲す意味若しくは法則の認識は、歴史的事象の合法則性そのものに對する洞見であり、これは本質上何等認識そのものではなくして認識の規制原理である。されば歴史的存在の對象性は、前者に於ては認識の存在在根據であり、後者に於ては認識の成立根據である。

以上に於てブライジヒの「根據」に對する概括的な考察を終へた。然しこの多少の補正を加へた「根據」に於てさへ、「歴史の經驗」は果して如何なる解釋に達したであらうか——これこそ我等が其處に求める根本問題でなくてはならない。

翻つて以上の考察を顧みるに、世界史の法則が基くべき「歴史の経験」が、歴史の記述的研究の結果には無く、寧ろ「客観的作物」そのものの裡に在るべき理由は明らかになつた。然らば「客観的作物」が、「歴史の経験」の全部であらうか。或はそれは「歴史の経験」の一契機に過ぎないのではなからうか。

——この直ちに起る二つの問ひに對しては、我等は後者を肯定せざるを得ない。何となれば「客観的作物」に基くのみでは到底世界史の法則がその確實性に對する何等の保證にも達し得ないことは、何人も疑ふことが出來ないからである。「客観的作物」は、單に「歴史の経験」の客観的契機であるに過ぎない。

世界史の法則が確實性に到達する爲には、猶ほそれが基く「歴史の経験」の主観的契機の解明を必要とする。「歴史の経験」の主観的契機とは、「客観的作物」に對する法則的考察の根據となる「歴史の経験」にほかならない。従つて世界史の法則的探求が窮屈に於て基く「根據」は、「歴史の経験」の客観的契機よりも寧ろその主觀的契機に在ると云はれ得る。蓋し前者が探求の對象的根據であるに反して、後者は探求そのものの構成的根據であるからである。

然らば「歴史の経験」の主観的契機とは何か。

この問ひと共に、我等はブライジヒの直接の「根據」から間接の其れへと移つて行かなくてはならない。何となれば彼が自ら擧げた「根據」には、もはやこの問ひに對する答は、その片鱗さへも見出しえないからである。換言すれば彼の直接の「根據」はこの問ひの提出に盡き、猶ほも我等がこの問ひの答

を彼に聽かうとすれば、彼の間接の「根據」、即ち彼の世界史の法則そのものの構造と性質とに就て検討の歩を道めなければならぬのである。

次に検討を加へる前に、先づプライジヒの世界史の法則そのものを再び彼自らをして語らしめやう。

四

プライジヒは世界史の法則を高低の二級に區分した。この區別の根據は、彼に従へば法則の有效範囲の廣狹に在る。即ち高級の法則が「歴史の全経過を包括して」普遍的な效力を有するに反して、低級の其れは「人類の一定の發展段階に關與し得る」に止まる。然しこの相違は、決して相異なる二つの立場の結果ではなくして、「抽象の程度」の高低に由つて生じた展望の相違である。審らかに云へば「歴史の経験」に對する第一次の抽象は低級の法則を生み、更にこれらの低級法則を「高級の規則に包括せしめる」ことに由つて「歴史の経験」に對する第二次の抽象が成立する。故に「歴史の経験」と云ふ成立の根據に立つてみれば、低級の法則は直接のもの、高級のそれは間接のものと云ひ得る。この性質は直ちに法則の效力そのものの上へ移つて行く。即ち低級の法則が「歴史の経験」に對して直接の效力を有するに反して、高級の其れは單に間接の效力を有するに止まるのである。

プライジヒはこれらの法則に就て、次の「主として國民の政治的生活を追求する」二十四の低級法則

と八つの高級法則の「漠然と不確實に描かれた輪廓」とを實際に示した。而してこの法則體系の甚だしき未完成は、彼に從へば歴史的認識の現狀に基くのである。——

世界史の低級法則

第一 性的交渉の萌芽的原型たる集團・結婚（雜婚若しくは其の他これに類似する性的交渉の原始形式をも含む）から、獨立家族が發生する。これは一人の男性と一人或は數人の女性及び彼等の子孫から成立する。

第二 獨立家族から、世代の不斷の進行並に血統の増大につれて、一層廣汎な血緣團體即ち大家族、氏族及び大氏族が發生する。

注意——血緣團體とは、一人の女性若しくは一人の男性に基く共通の血統に由つて結合されて居ることを感じてゐる總べての人々の結合を意味する。

第三 國家的な性質を帶びる血緣共同體からは、相當の年月と發達との経過の後に、最初は勿論極めて弛緩せるものではあるが、一個の眞の國家的團體が、二個若しくは數個の血緣團體がもはや血緣的結合ではなく純粹の國家的合一一に結合して、一定の國家的規約を締結することに由つて成立する。

注意——國家とは、管理と協議との公共的施設の總和に由つて外的防禦と內的團結との下に結合する一群の人間を意味すべきである。

第四 國家的結合の最も單純なる形態たる地緣團體からは、人口の増加と社會的欲求の強化とに連れて、一層廣大なる共同體即ち數多の地緣團體を結合せる民族團體、更に幾多の民族團體を結合せる種族團體が發生する。

第五 國家以前の時代に屬する自由な血縁團體は、國家的結合の出現に於て、血縁關係は稀薄になつても猶ほ強力な、特に往々古來の族長に由つて指導される共同體となる。

第六 獨立家族の自然的共同經濟からは、この最も單純なる血縁團體の成長と分歧とに連れて、大家族及び氏族に於ける計畫的に維持されたる共同經濟が發生する。

第七 これらの大なる血縁團體の共同經濟からは、斯くの如き團體の多數が地縁團體に結合すると共に、一層包括的な又一層人爲的な共同經濟が出現する。

第八 發芽成長する國家は、社會的欲求が益々強化するに連れて、最初の、例へば舊來の族長に由る指導の形態に於て見るが如き、粗笨な國家的規約から、一層高等な國家形式、例へば一種族に於ける凡ゆる族長に由つて構成される代表會議の制度の如きものへと向上する。

第九 國家的共同體の對外閉鎖が峻嚴を加へ、團體員の對內的結束が確立すると、國家的規約は自由な民族支配の形式から一層強固な個人支配へと變遷する。

第十 最初溫和であつた個人支配は、それが愈々成長すると共に、國民の嚴格なる屈服を要求し、戰爭に由つて國家を對外的に擴張せんと欲し、更にその國家的規約の確實性と持續性とを特殊な施設に由つて保證せんと欲するに到る。

第十一 強固なる君主支配の出現は、從來の殆んど完全に無階級の狀態から貴族を發生せしめる。即ち君主は、本來同じ血縁の族長達を臣事せしめて高位の貴族に列せしめ、また武人や文官の身分の者から選出して低位の功勞貴族をつくるのである。

第十二 民族支配から個人支配への過渡期に、即ちそれより餘り以前でもなく又餘り以後でもない頃に、共同經濟か

らは個人並に獨立家族の獨立所有權が發生する。

第十三 益々強化し擴大して行く君主支配下の國民に於ては、古き信仰の多神教から、漸次少數の、而して最後には最高の若しくは全く唯一の神の崇拜が發生する。

第十四 強固なる君主支配下の王國に於ては、生活力の充實に連れて、その權力の對外的又は對內的衰微を機縁として貴族の反動運動が起る。この運動は、國土を古き分裂に陥れ各貴族に由るその部分々々の半國家的指導に導くか、或は君主の權力に代つて貴族支配が國家全體に敷かれるかの何れかである。

第十五 この國家の變革と殆んど同時に、精神力の充實に連れて、古き信仰の強烈ではあるが極めて單純な形式は、世界の存在の不可思議又は不可測の性質に對する益々深刻な豫感に陥り、この世界の存在を具象化した神性又は不可思議そのものに對する激情的な崇拜に變化する。

第十六 國民力が極めて迅速に成長すると、貴族支配の時代は、國內に於ける國家思想の再強化へと進む。これは君主權力の更新と云ふ形式を執ることもあれば、結束が強固で國家的な觀念を樞軸とする貴族制度又は貴族支配と國民支配との混合制度と云ふ形式を執ることもある。

第十七 貴族支配とその累次の内訌とに基く國家の對外的活動の衰微せる時代に續くものは、國內制度の強固な結合に併れて起る國家的又は侵略的戰爭の著しく増加する時代である。

第十八 若しも成長が同一歩調を以て進めば、君主支配に對立して出現するものは國民支配的反動運動である。この運動は、完全に貫徹されることもあれば、一部分貫徹されることもあり、或は帝國主義思想の新形式に一變することもある。この新形式は、確かに以前の君主支配よりも國民的ではあるが、強要的な點に於ては優劣のない個人支配である。

第十九　君主支配から皇帝支配へ移ると、國家の對外政策又は侵略政策は俄かに高揚され、世界帝國又は廣大なる殖民帝國の建設へと進むに到る。而して國民支配も亦、それ自身に於ては世界市民の平和の成就に努力し又實際に相當長期の平和時代を實現してゐるにも拘らず、これと同一の水路へ引き込まれる。

第二十　國民經濟は、皇帝支配若しくは同一の發展の域に在る國民支配の下に於ては、商工業上の前代未聞の膨脹へと進む。

第二十一　斯くの如き商工業の向上は、獨立所有權の著しき強化を伴ひ、一面に於ては少數者の巨萬の財產をつくると共に、他面に於ては多數者の貧困化を齎らす。而して多數者は、貧困の壓迫下に在つて、新しい共同經濟に對する模索的の、或は一定の努力を開始する。

第二十二　斯くの如く向上せる政治的並に經濟的管理の下に在る國民の信仰生活は、非理性的な信仰因習の狀態から他の新しい狀態へと移る。この狀態を支配するものは、完全な無信仰と新しい信仰の刺戟若しくは豫感的な世界觀の確固たる證據との對立である。

第二十三　斯くの如く向上せる政治的並に經濟的管理の下に在る國民の學問的研究は、建設的ではあるが猶ほ準備の域を脱しなかつた學問の狀態から、精確な記述的な經驗的研究の未曾有の高度に到達する。

第二十四　斯くの如く向上せる政治的並に經濟的管理の下に在る國民の藝術は、形式的幻想的な高踏的藝術の繁榮状態から脱して、未曾有の精確さを持つた記述的な現實描寫が優勢を占める狀態へと移り行くのである。

世界史の高級法則

タルト・プライジヒの世界史の法則に就て（新編）

(五三)

七七

第一 國民の向上は、例外なく、社會史と精神史との一定の段階系列を経て成就される。

第二 原始時代は團體的衝動が優位を占めた時代であり、古代は個人的欲求が主位を占めた時代である。而して中世紀は原始時代の特相を、近代は古代の特相を夫々更生せしめ、現代は、最初は團體思想への第二の反轉を、しかしそれに踵を接して個人的感情の強烈な膨脹を招來したのである。故に時代の段階系列に於ては、個人的欲求が主位を占める時代と團體的衝動が優位を占める時代とが交替する。

第三 時代史的でなく發達史的な歴史過程の繼起の内には、第一の法則に現はれた振子的運動のみに止らず、更に廣汎な循還的（又は旋回的）運動が存在する。例へば一王國が弱少より向上して强大へと進む経過は、最初は原始時代に、次いで古代に、更に中世後期に、又近代に現はれ、最後には最近代の歐羅巴政治史にも現はれてゐるのである。ナボレオンの大帝國は、單にその外面向的偶然性に於てのみカル大王の其れを想起せしめるだけではない。

第四 精神史的發展系列と社會史的發展系列との間には、常に明白な關聯と類似性とが存在する。例へば實踐的生活に於ける個人的活動の優位に従つて起る非現實的な藝術並に學問の衰微は、十九世紀に於ては殆んど十年毎に現はれてゐる。

第五 歴史生活の個々の發展系列の間には、相互作用が存在する。これらの相互作用を單に國民經濟を土臺として考察するのは不當である。精神生活に對する土地或は太陽、國家に對する學問等の直接な影響も亦考慮されなくてはならない。

第六 生物學に於ける個體發生と系統發生との並行と同様に、歴史に於ても個人の精神的發展と人類の其れとの間には並行が存在する。

第七 數多の段階が順次にその文化財を相續する仕方には、幾多の法則が存在する。

第八 相異なれる段階に於ける諸國民が、或は敵意ある鬭争に由つて、或は平和の競争に由つて、征服し合ひ感化し合つて終ひに一つが他を精神的若しくは國家的に隸屬せしめる過程には、一系列の法則が存在する。

これら高低二種の法則の裡、ブライジヒは特に低級法則に就て次のやうな意味深い注意を與へてゐる

「これらの規則が無時間的に、従つて又無條件に存在し得ない……」ことを抗議する重要な反対に對しては、次のやうに答へることが出来る。即ち規則は、それが謂はゞ時間的な發展段階に關與してゐると云ふ理由に由つてば、少しもその效力を低下され拘束されるものではない。換言すればこの制約は、單にその效力の制限を意味するに過ぎないのであつて、その減少を意味するものではない。」

この注意の根柢を成すものは、ブライジヒの所謂「段階序列」(Stufen-Folge) の説である。

この説に從へば、低級法則の特質は、「時間的にして無時間的」(zeitlich-unzeitlich) である。既に指摘されたやうにこの法則は、人類の一定の發展段階に關與する。この意味に於ては、この法則は全く時間的である。然しながら原始時代から現代に到る迄の人類の發展段階の全序列は、未だ全人類に由つて経過されたものではない。それを経過したものは、僅かに歐羅巴人のみである。今日猶ほ多くの人種や民族が人類發展の原始的段階に在ることは蔽ひ難い事實であらう。しかし若しもこれらの人種や民族の生

活力が充實し而かも歐羅巴人の干涉から確實に自由となれば、彼等の發展段階が原始より古代へ、古代より中世紀へ、更に中世紀より近代へと移り得ることも亦疑ひを容れ得ない。ブライジヒ自らの言葉を借りて云へば次のやうになる。「地球の征服が歐羅巴人に由つて成就され、從つて今日猶ほ一切の低き段階に在る殘餘が驅逐される時點は、今日既に目に見えて近きに在る。然しながら人類發展の統一化は極めて外面向に且つ強制的に遂行されるので、甚だ偶然の觀を呈するが、本質的にみれば決して偶然ではない。この統一化は常に幾多の發展の生命の緒を切斷した。しかしこれらの生命の緒は、若しも斯かる妨害に遇ひさへしなければ、殆んど豫測し難い長期に亘つてその存在を保つたであらうし——この點に於て重大なことは——發展し續け得たであらう。」斯くて世界史の低級法則は、歐羅巴人の發展段階序列に對しては時間的な效力を有するに止まるに反して、自餘の人種並に民族の發展段階序列に對しては無時間的な效力を有するのである。

五

却説以上に展開されたブライジヒの世界史の法則そのものに據つて、我等は「歴史の経験」の本質に就て如何なる理解を受取ることが出来るであらうか。

この我等の本來の問題に立還る爲には、先づブライジヒの世界史の法則が「歴史の経験」の本質に對

して與へた眞の洞見を確定しなくてはならない。ブライジヒの世界史の法則は、例へば唯物史觀のやうに、決して單純な洞見の世界史的展開ではない。このことは、所謂高級法則をみれば直ちに領かれやう。元來世界史の法則は、「歴史の經驗」に基く「歴史の經驗」の法則である。従つて其處に現はれる眞の洞見は、法則の洞見であると同時に、法則の根據に對する洞見である。この意味に於てブライジヒの世界史の法則は、果して「歴史の經驗」に對して如何なる眞の洞見を含んでゐるであらうか。

卑見に據ればブライジヒの世界史の法則の裡で眞に歴史的法則認識の迫眞性を有するものは、僅かにその所謂低級法則のみである。何となれば高級法則は何れも單に法則の「輪廓」であり、若しもこの「輪廓」にしてひと度法則的認識に由つて充たされたならば、高級法則は忽ち低級法則に解消し去るのほかはないからである。これを更に本質的な形相に就てみれば、「歴史の全経過を包括して普遍的な效力を有する」ものは、決して歴史の法則ではない。それは「史觀」(Geschichtsauffassung)である。「史觀」は、これを「人類の一定の發展段階に關與」させることに由つてのみ、「歴史の經驗」に對して法則的效力を獲得するのである。「史觀」は歴史の法則の結果ではなくして、その「輪廓」であるに過ぎない。ブライジヒが高級法則を以て低級法則を更に「高級の規則に包括せしめたもの」とあるに過ぎない。實際に於て高級法則に包括せしめた低級法則を一々示し得なかつた原因は、斯くの如き認識の本質に在るのである。高級法則（「史觀」）は、「歴史の經驗」の本質に對する洞見であり、低級法則（「歴史の法則」）は

「歴史の経験」に於けるこの洞見の法則的實現である。

右の解釋に誤がないとすれば、ブライジヒが眞の世界史の法則に於て實現した「歴史の経験」の本質に對する洞見は、高級法則の第一及び第四に現はれた其れである。即ち其處では、「歴史の経験」の本質に「社會史と精神史との一定の段階系列」又は「精神史的發展系列と社會史的發展系列との間の關聯及び類似性」が認められてゐる。而かもブライジヒは斯かる洞見の歴史法則的實現に於て極めて重要な決定的洞見に達してゐる。即ち我等が彼の二十四の低級法則に於て學び得ることは、社會的構成體（家族、大家族、民族、大民族（以上血縁團體）民族、種族（以上地縁團體）國家（權力團體）等）が眞の歴史の生命であり、精神的構成體（國家制度、經濟組織、宗教、藝術、學問等）はこの生命から現はれて來る行爲にほかならないと云ふことである。これが歴史の本質に於ける「社會史と精神史の段階系列」又は「精神史的發展系列と社會史的發展系列との間の關聯及び類似性」に對する一つの根本的な決定であることは言ふを俟たない。ブライジヒの世界史の法則が「歴史の経験」の本質に對して與へた眞の洞見は、實にこれに盡きるのである。

斯くて我等の最後の問題は、このブライジヒの洞見から、世界史の法則の根據としての「歴史の経験」の本質に如何なる理解が齎らされるかと云ふことになる。

既に指摘したやうに「歴史の経験」の客觀的契機は、所謂「客觀精神の作物」又は「客觀的作物」である。歴史の研究は、記述的であれ法則的であれそれらが經驗的であるが爲には、必ず「客觀的作物」を直接の對象としなくてはならない。而してこの「客觀的作物」こそは、斯くの如く歴史の經驗的研究の根據であると共に、又「歴史の経験」のより以上の本質を知る爲に我等に與へられた唯一の確實な根據でなければならぬ。蓋し「歴史の経験」の主觀的契機も亦、それが客觀的な確實性を持つ爲には、「歴史の経験」の客觀的契機の裡にその存在の足場を持たなければならぬからである。斯くて我等は先づ「客觀的作物」の意味内容に注目する——

既に明らかにやうに「客觀的作物」は、我等の手に残された唯一の過去の象徴であり、其處にはそれらをつくつた人々の生活と精神とが客觀化されてゐる。しかし此處に先づ注意されなくてはならないことは、これらの作物が何等「歴史なき構成體」であると云ふことである。このことは一見或は單なる通説のやうに思はれるかも知れない。然しながら「客觀的作物」が一面に於て今述べたやうに一定の時代の生活と精神とを自らの裡に與へ乍ら、他面に於て其れ自身はあらゆる時間的變遷の外に立つてゐることは蔽ひ難い事實であらう。勿論「客觀的作物」も亦、一箇の存在物としては、古び、散佚し、崩壊することは免れ得ない。しかし此處に指摘されてゐる性質は、存在物としての「客觀的作物」の性質ではなくして、その意味内容の特質である。「客觀的作物」の意味内容の非歴史性である。換言すれば一定の

時代の生活と精神とは、「客觀的作物」の裡に吸收されることに由つて、時間的な變遷から超脫すると云ふ意味の實相である。斯くの如き「歴史なき構成體」たる「客觀的作物」に歴史を與へるものは何か。これに對する第一の答は、時間的系列と云ふことであらう。しかし時間的系列は、歴史の形式であり、それは歴史の内容を俟つて始めて歴史的意味に到達する謂はゞ歴史の副次的構成要素であるに過ぎない。眞に歴史を與へるものは、「歴史の經驗」であつて、その經驗の形式ではない。斯くの如き「客觀的作物」に歴史を與へる「歴史の經驗」とは何か。これに答へる爲には、更に「客觀的作物」の第二の特質が顧みられなくてはならぬ。

「客觀的作物」の第二の特質は、其れが精神的構成體であると云ふことである。これは何等の説明をも必要としない自明の事實であらう。然るにこの特質に、先に學び得たブライジヒの洞見に基いて解釋を下すと、「客觀的作物」は歴史の生命から現れて來た一つの行爲であると云ふことになる。この解釋の妥當性は、「客觀的作物」が、その最も觀念的な構成體（例へば學問、宗教、藝術等）に於てすら、時代時代の社會的構成體の刻印を荷負つてゐると云ふ事實に於て、實證される。固より此處に指摘されてゐる事實は、皮相な唯物論者達が單に考へてゐるやうな、精神的構成體が本質に於て社會的構成體に由つて規定されると云ふ虛妄な事實ではない。精神的構成體には、夫々社會的構成體が關與を許されない獨自の本質が存在する。唯だその本質の具體化に於て精神的構成體は時々の社會的構成體に制約されるので

あり、この現實的形相に於てのみ精神的構成體は歴史的存在となるのである。今我等が問題としてゐるのは、この存在の側面である。

斯くて「客觀的作物」が歴史の生命（社會的構成體）から現はれて來た一つの行爲（精神的構成體）であるとすれば、我等のこれに加へ得る歴史的理解は次の二途に成る。即ち我等は「客觀的作物」に於て先づその根柢に横たはる一定時代の社會的構成體を理解し、進んで逆に「客觀的作物」そのものをその社會的構成體の一特相として理解するのである。前者は社會史の理解であり、後者は精神史の理解である。しかしその何れに於ても我等の歴史的理解の本質が、「社會的構成體」に在ることは明白であらう。換言すれば「客觀的作物」が我等に歴史的理解を附與する根據は、實にそこに包攝されてゐる社會的構成體の經驗に在る。然るに社會的構成體が、「客觀的作物」そのものの非歴史性に對して、眞に「歴史ある構成體」であることは、人類の經驗に由つて明白な事實でなくてはならない。即ち社會的構成體は、精神的構成體のやうに、純粹に客觀化されて時間的變遷の外に立つことは出來ない。このことの理由は、精神的構成體がそれを創作した人間の手を離れて存在し得ないと云ふ單純な事實の裡に在る。社會的構成體は、眞に歴史の生命を支えて原始時代から現代へと間斷なく時間的變遷の通路を歩んで居る。^{〔註〕}従つて我等が「歴史の經驗」として主觀的に體驗し得る唯一のものは、社會的構成體の經驗でなくてはならない。私は「歴史の經驗」の主觀

的契機は、この「社會的構成體の經驗」に在ると思ふ。歴史家は、彼の「社會的構成體の經驗」に基いて、「客觀的作物」の裡に一定時代の社會的構成體を理解するのである。

然るに「社會的構成體の經驗」は、常に現在の我等に過去の其れの「生ける總額」として與へられる。

我等に於ける過去の社會的構成體の理解は、常に現在の其れに基いて成立するのである。我等は現在の社會的構成體の構造要素として存在しない社會的構成體を、決して過去に就て理解することは出來ない。従つて歴史家は現在に由つて過去を理解するのであり、徒らに過去の裡を彷徨してゐるのではないとも云ひ得る。ブライジヒが彼の世界史の法則の構成に當つて、「歐羅巴人の經驗」を根據とせねばならなかつた眞の理由も亦、此處に在ると云はなくてはならない。世界史の法則の主觀的根據は、正確に云へば單に「歐羅巴人の經驗」の裡にのみ在るのでない。すべての人類の「社會的構成體の經驗」の裡に在るのである。従つてその法則の效力も亦、「歐羅巴人の經驗」に由つて時間的となり又無時間的となるのではなくして、歴史法則はあらゆる人種の現在の經驗に由る過去の理解として常に時間的な效力を有するに止まるのである。

右のやうに解釋して來れば、歴史の記述的研究は、「客觀的作物」の裡に主として一定時代の社會的構成體の時代的特質を理解し、歴史の法則的探求は、其處に主として一定時代の社會的構成體の類型的特質を理解するものであり、これらの理解の主觀的根據が何れも「社會的構成體の經驗」に在ることは明

らかであらう。然るに「社會的構成體の經驗」は決して單純な客觀的經驗ではない。其處に我等は意志し行爲し即ち生活してゐる。従つて「社會的構成體の經驗」は、本質に於て價値的經驗である。其れは謂はゞ欲求を含んだ經驗である。歴史の記述的研究に於ては、我等はこの經驗の價値欲求に従つて、過去の時代的特質を理解し、記述する。然るに歴史の法則的探求に於ては、我等はこの經驗の類型的體系と云ふ極めて困難な根據を必要とする。何となれば世界史の法則は歴史の類型的段階の體系であり、その理解は必然的に「社會的構成體の經驗」の類型的體系を要求するからである。プライジヒは彼の世界史の法則體系に現はれた「未完成」の原因に「歴史的認識の現狀」を擧げたが、私は廣く現代の世界史の法則體系に現はれてゐる「未完成」の原因を、主としてこの「社會的構成體の經驗」の類型的體系の缺乏に指摘し得ると信ずる。

プライジヒが擧げた歴史的類型たる血縁團體も地縁團體も權力團體も決して現代の社會的構成體にとつて無縁のものではない。却つてこれらのが何れも現代の社會的構成體の裡にその構造要素として包攝されてゐるが故に、これらは歴史的類型として確立され得たのである。然るに現代の社會的構成體に於けるあらゆる構造要素は、其れ自身何れも獨自な價値欲求を含んでゐる。従つてこれらの構造要素を類型的體系に吸收する爲には、我等は窮屈に於てそれらの價値欲求の體系を必要とする。しかも斯かる價値欲求の體系は、決して理念的な理解に於て獲得されてはならない。これを敢へて爲したものは、

古き自然法的な社會論である。新しき社會論は、これを再び經驗に由つて、即ち時代の客觀的な價値欲求に於て獲得しなければならない。即ち現代の社會的構成體に於ける諸々の構造要素に共通の價値欲求は何か、若しも其處に價値欲求の分裂があればその何れが構造要素全般に亘つて優勢を占め、従つて眞の現代社會の價値欲求であるか。これらを見定める時、我等は始めて眞に客觀的な「社會的構成體」の類型的體系を確立することが出来るのであり、この眞に客觀的な「歴史の經驗」に基く時、我等は始めて世界史の法則を體系的に、即ち「一つの完成せる全體」として語り得るのである。